

別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
301	季節労働者生活資金利子補給金の交付	厚岸町季節労働者生活資金利子補給条例（平成2年厚岸町条例第20号）	第7条	×ア	10日	観光商工課商工雇用係	
302	北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給金交付の決定	厚岸町北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給条例（平成2年厚岸町条例第19号）	第7条	×ア	10日	観光商工課商工雇用係	
304	中小企業融資の申込み	厚岸町中小企業融資規則（昭和48年厚岸町規則第13号）	第11条	×ア	16日	観光商工課商工雇用係	
305	中小企業融資保証料補助金及び利子補給金の交付	厚岸町中小企業融資規則（昭和48年厚岸町規則第13号）	第12条第3項	×ア	30日	観光商工課商工雇用係	
306	職業訓練センター利用の許可	厚岸町職業訓練センター条例（平成18年厚岸町条例第5号）	第6条第1項	×ア	2日	観光商工課商工雇用係	
307	職業訓練センターの特別の設備等の許可	厚岸町職業訓練センター条例（平成18年厚岸町条例第5号）	第10条	×ア	2日	観光商工課商工雇用係	
309	水産商工業団体等振興補助金交付の決定	厚岸町水産商工業団体等振興補助金交付規則（平成元年厚岸町規則第8号）	第6条第1項	×ア	10日	観光商工課商工雇用係	
310	小規模商工業者設備近代化資金利子補給金及び保証料補助金交付の決定	厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例（平成14年厚岸町条例第11号）	第12条	×ア	10日	観光商工課商工雇用係	
311	味覚ターミナル利用の許可	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第4号）	第8条第1項	○	1日	観光商工課観光係	
312	味覚ターミナル利用料金の免除	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第4号）	第13条	○	1日	観光商工課観光係	
313	味覚ターミナルの特別の設備等の許可	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第4号）	第15条	○	1日	観光商工課観光係	
314	味覚ターミナル利用料金の設定承認	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第4号）	第12条第6項	×ウ	7日	観光商工課観光係	
315	味覚ターミナル利用料金の還付申請	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則（平成18年厚岸町規則第16号）	第8条第2項	○	1日	観光商工課観光係	
316	課税免除を受けることができる対象要件の確認	厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則	第3条	×ア	14日	観光商工課商工雇用係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
 - ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
 - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの